

(4) 大日本醫會第二大會處分願末喜 四一六頁  
 (5) 同 六一九頁  
 (6) 同 九一一頁

大日本醫會の建議乃至請願書は、前述の如くして帝國議會に或は當該大臣に提出されたのであるが、府縣立病院及び其の他の公立病院を施療病院と爲すの制を設けることに関する請願は、貴族院の請願會議に於いて、意見書案が作製され、二十八年二月一日の院議に上り可決されるに至つた。其の意見書は次の如く

「意見書案  
施療病院設立ノ件」

東京市神田區駿河臺鈴木町士族増山守正外一千九百四名提出

東京市神田區駿河臺鈴木町士族增山守正外一千八百五十八名提出

右の請願は現在の府縣立病院及其他の公立病院は徒らに中等以上の少數人民に澤を被らしむるに止まり多數の窮民は毫も救濟の惠に浴すること能はず是れ決して國家か無告の窮民に對する所以の道にあらされば府縣立病院其他公立病院を以て純然たる施療病院となし是等の窮民に施療して國家の安寧福祉を増進せしめられたく又官立醫學校附屬病院は専ら醫學教育上實驗研修の需に供するの主意なりと雖も其の組織未だ充分ならざるか爲めに到底其目的を達すること能はず是れ必竟經費の許さるより多數窮民の患者を扱ふ能はざると自費入院患者の少數なるとは醫學上實驗研修に必要な資料を供する」と能はざるに因れり故に官立醫學校付屬病院を純然たる施療病院となし一方には大に醫學上研修の規模を進め一方には多數無告の窮民をして普く國家救濟の恩惠に依らしめたしとの趣旨にして貴族院は願意

の大體は採擇すべきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊二通及送付候也

明治二十八年一月一日

貴族院議長 侯爵 蜂須賀茂詔

内閣總理大臣 伯爵 伊藤博文

といふのであるが、同日の貴族院の模様を参考まで紹介するに

「○侯爵德川家達君 此請願は高木君の紹介で出来ましたので高木君から御説明にならうと思ひます。

〔高木兼寛君演壇に登る〕

○高木兼寛君 本員が本請願書を紹介致したる理由を極簡單に述べたいと存じます……。

「成るだけ簡単に願ひます」「どうか簡単に願ひます、御賛成はしますから……」と呼ぶ者あり

餘り問題が皆さんに対するとして新しうございまして御聞き苦しいかと存じますのであります。詰り此事に付いて詳細に申上げれば中々四十分や六十分間に言盡される譯のものではござりませぬが皆さん御賛成下さると云ふ事でござりますれば又本件に付いては詳しく申上げる機會もあらうと思ひますから別段申上げますまいと存じます、能く茲に在ります所を御覽下さいますれば分りますから是で説明は致しませぬ。

○議長「侯爵蜂須賀茂詔君」他に御發議がなければ決を採ります。本意見書案を可とする諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長「侯爵蜂須賀茂詔君」過半數でござります。

と。右の如く高木兼寛の簡単なる説明があつたのみで、過半數を以て可決されるに至り、前記意見書が政府に送達されたに至つたのである。

註 (1) 大日本帝國議會誌 第三卷(昭二・六) 九三頁  
 (2) 同 九三一四頁

官公立病院を施療病院と爲すべしとする建議や請願が行はれる一方、此の期間に於いて、一般患者の診療と貧困患者の施療とを兼ねる病院を地方に設立する必要ありとし、其の機關として地方赤十字社病院設立の運動が爲されてゐる。本運動は、明治三十四年六月二十八日、時恰も地方長官會議の爲め上京した全國各府縣知事に依り行はれたものであつて、各府縣知事連署の下に「地方赤十字社病院設立の建議」が日本赤十字社總裁宛提出されるに至つたが、之を當時の報道によると<sup>(1)</sup>

「地方赤十字社病院設立の建議 地方官會議の爲め上京したる全國各府縣知事連署して去二十八日一の建議案を赤十字社總裁に提出したり全國中赤十字社員の最も多數なるは滋賀縣にして今般の發議者も河島同縣知事なりと云ふ。」と。此の運動の主唱者は、右の報道にもある如く時の滋賀縣知事河島醇であつて、此の建議が契子となり、地方支部病院設立の議が熟したものの如く、翌三十五年五月發行の『東京醫事新誌』には、次の如く報道されてゐる。

「赤十字社病院を全國各地に増設せんとの事は各縣知事の建議と共に赤十字社本部にても種々調査する所ありしが多數の病院を一時に開設する事は當に經費の許さざるのみならず、一般的設備を整へ難き事情あれば先づ九州、中國、東北に各一ヶ所づゝ本社直轄の病院を設立し又支部に於て經營其他の設備を自營する場合には其希望を容れて設立せしむる事に内定したりと」

然し乍ら急速に此が實現を見るに至らず、翌三十六年六月十八日に於ける日本赤十字社地方支部役員會會議<sup>(4)</sup>に、地方支部病院設立の議が上り、地方支部病院設立準則に基づき漸次設置することとなつたもので、左の如く<sup>(5)</sup>

と報道されてゐるが、其の謂ふ所の準則をかゝぐるに次の通りである。  
 「支部病院設立準則案  
 第一條 支部病院の設立は左の條件を具備する事を要す  
 一、支部病院を設立せんとする支部人口五十人以内に社員一人を有し年釀金の急納少く一ヶ年の實收額五萬圓以上に達し其百分の五以上を病院費に支出し得ること  
 二、年釀金實收額五萬圓以上に達せざるも別に病院資金ありて前項支出額を充たすべき收入あること  
 三、救濟準備定數の半數以上を完成せること  
 四、設立費は七萬圓以上特に寄附金ある場合に限ること但病院附建物器械器具等の寄附ある場合は時價に積りて計算すべし  
 五、病床數は五十個以上とし内五分の一以上救助患者に充ること  
 六、社員の外來患者に對しては診察料を徵せず且入院料又は藥價の幾分を割引すること  
 七、支部病院は戰時に方り傷病者救護に供用すること  
 八、支部病院は平時に於て準備教護員の養成又實地研究に供用すること  
 第二條 支部病院は十萬圓以上の資金を漸次蓄積し其利子を以て維持に充つべし  
 第三條 支部病院を設立せんとする支部は第一條に照準し設計、費用、地方の狀況及維持方法を具し本部に申請すべし

第四條 支部病院設立相當と認むるときは設立補助として其十分の一、五以内を別途交付し且病院資金五萬圓に達するまで維持として年々金高五百圓以内を補給すべし

#### 第六條 支部病院は日本赤十字社支部病院と稱すべし

註 (1) 東京醫事新報 第一二一三號(明三四・七・一三)三七頁

(2)(5) 日本赤十字社・日本赤十字社五十年史(大正五・一〇)四〇頁

(3) 東京醫事新報 第一二五四號(明三五・五・三)三六頁

(4) 川俣醫一・日本赤十字社發達史(大正五・一)年表六頁

(6)(7) 東京醫事新報 第一三一四號(明三六・七・四)二六、二六一七頁

### 第二節 日清戰役勃發に依る特定醫療保護事業の興起

#### 一 軍事援護醫療保護事業の發生と其の活動

日清戰役の勃發するや、軍事援護事業大に起り、従つてその一翼として、出征應召軍人並に家族援護の見地より、醫療に依る救護活動、換言すれば軍事援護醫療保護事業とも稱すべき軍人軍屬遺家族のみを對象とする救療活動が新に興起するに至つた。而してかかる活動は、舉國一致、愛國の至情より出征將兵其の他の者をして後顧の患なからしむべく、當時行はれた一般援護活動と同様、醫家は自己の職域上より其のこととに献身するのが國民たる者の道であるとなし、進んで援護救療活動を行ふに至つたものであり、斯かる活動は又出征將兵をして感激して報國盡忠せしむるに貢献するところ寡少ではなかつた。此の軍事援護救療活動は、主として既に各府縣に結成せられてあつた醫會等の自發的活動に依

るもののが、殆ど其の大部分を占めたが、此の外又開業醫に於いて夫々結社、義會等を組織して活動するあり、更には一私人として行ふあつて、全國殆ど一致に出でたものである。今其の煩をいとはず、此の活動の概貌を資料の涉獵するを得たる範圍内に於いて蒐錄することとする。

明治二十七年八月一日宣戰の布告があつて後間もなき十二日、鹿兒島醫師會は遅く臨時總會を開催し、醫家としての執るべき銃後奉公活動につき凝議した結果、從軍者家族へ施療券を配布することとしてゐる。即ち

「鹿兒島醫師會に於ては去月十一日○中、臨時總會を開設したる由なるが○中、市内從軍者の家族へ施療券配布の件○中、を可決○中、即施療券一千枚を製し有效期限を十日間とし之を當市内出軍者の家族にして赤貧者なる者に限り配布し市内開業醫あれば何れにても無代施療を受くることを得せしめ而して施療券の配布等は之を市役所に委任することに議決したり。○中」

と報せられてゐる。翌十三日には、これより翌八月七日を以て和歌山在住醫師に依り銃後活動を爲す目的を以て組織された臨時衛生議會に於いては總會を開催して、從軍者貧困家族施療の件を可決するに至つたことが左の如く<sup>(2)</sup>

「臨時衛生議會 去る八月七日夜醫學士山縣有恒氏の發起にて和歌山在住の醫師會を高等小學校女子部樓上に催ふし日清開戰に就き醫師の將に勉むべき時務を談じたるに臨時衛生議會なる醫師の一團を組織し其時務に應する準備を爲すべきに定まり同月十三日更に和歌山醫師の總集會を開きて該會創立を確定し○中、又同會には義舉の第一着手として從軍者の家族にして病に罹り治療を受くべき資力に乏しき者には無謝儀にて懇篤に治療投薬したき旨の書面を當市役所に差出したりと」

と報道されてゐる。又此の日、東京市上野櫻木町所在の貧困者施療を目的とする同愛社に於いては、特に軍人家族に對して無料診療を實施すべく、「出役兵員家族施療ノ件」に關する臨時會を開催し、之を議定すると共に左の如き實施方法

#### 第三節・日清戰役勃發に依る特定醫療保護事業の興起

を決議してゐる。

「一、臨時兵員家族治療ハ、府廳へ出願シ、各區役所へ示達セラレタレハ、此種ノ患者ハ、施療券ヲ要セス、各區役所ノ照會狀又ハ、證明書ヲ以テ、外來往診トモ懇篤施療スヘキ事。

一、施療區域ハ、從來住地ヲ以テ區劃スル如キ觀アルモ、此際ハ總テ、互ニ其請ニ應スヘキ事。

一、臨時施療ハ普通施療ト別チ、明細表ヲ製シ、翌月ノ常會ニ差出スヘキ事。

一、臨時施療患者證明書及ヒ、轉歸證明書ハ、社員自家ニ保存シ事業終局ノ日一括シテ、本社へ出スヘキ事。

一、臨時施療ニ對シテハ、本社ハ社員ノ功勞ニ依リ、多少ノ報酬ヲナスヘキ事」<sup>(4)</sup>  
かくて同愛社に於いては、同月十五日附を以て、右施療實施方に關して、幹事天野仙輔、同高松凌雲より左の如く之を東京府に出願してゐる。

「願　　書（寫）

本社ハ、飛ニ御廳ノ許可ヲ得テ、施療券ヲ發シ、明治十二年以來貧民ニ限り、施療致來候處、今回本市内ヨリ出役兵員ノ家族中有志ノ義濟ヲ受クヘキ者ニシテ、疾患ニ罹リタル輩ハ、本社規則ノ制限ニ拘ラス、開戦中ハ普ク治療致社員業務ノ本分ヲ盡シ、同愛忠國ノ主旨ヲ貫徹致度候ニ付、救療社員住所姓名表添右出願仕候、何字願意御許容相成各區へ、御示達被下度、此段相願候也。

東京府知事　三　浦　安　殿

明治二十七年八月十五日

幹事　天　野　仙　輔　印  
同　高　松　凌　雲　印

同愛社々長子爵権本武揚代理

依つて、東京府は之を許可し、此の旨を左の如く十七日附を以て内務部長より各區長に達したのであるが、<sup>(5)</sup> 同愛社に於いてはすでに十五日より之を實施したのであつた。<sup>(6)</sup>

「日戌第二六九四號之一

同愛社々長子爵権本武揚代理天野仙輔外壹人ヨリ、今般朝鮮事件從軍者之家族中、有志ノ義濟ヲ受クヘキ者ニシテ、疾患ニ罹レル輩ハ、特ニ同社員ニ於テ、開戦中普ク救療致度旨ヲ以テ、別紙救療社員住地姓名表添願出候條其向へ告知方便宜御取計相成度候也。

明治二十七年八月十七日

内　務　部　長

區　長　宛

尙ほ同愛社に於いては、此の年十二月、左記「臨時施療手續」を定めて、之に準據して翌年一月より實施したのである。<sup>(7)</sup>

「同愛社臨時施療手續

一、本社臨時施療ハ相當ノ手續ヲ經テ、各區役所へ證明書用紙ヲ差出シ置キタレハ、其證明書携帶ノ患者ハ、外來往診トモ治療スヘキコト。

二、本件ニ就テハ、更ニ治療券ヲ製シ、證明書用紙ト共ニ、區役所へ差出シ置ケハ、證明書携帶ノ患者アルトキハ、社則第八條豫定期日書ヲ用テ、區役所ヨリ、治療期日ノ枚書ヲ受取ラシムヘシ。

但豫定期日ハ、八日間ヲ超過スベカラス、若シ此期ヲ過テ、治療セサル者ハ、豫定書ヲ與ヘテ更ニ請求ヲ爲サシムヘシ、若又豫定期日内ニ患者治療休業スルトキハ、剩餘ノ券ハ之ヲ區役所へ還附セシムヘシ。

三、臨時施療ハ普通施療ト區別シ、毎月ノ明細表族籍職業ノ欄内へ兵ノ種類ヲ朱書記入シ翌月ノ常會へ差出スヘキ事。

四、臨時施療患者證明書治療券ハ、毎年六月、十二月ノ二期ニ之ヲ一括シ、（治療中ニ係ル者ハ治療券ニ説明ヲ附シ、

第三節　日清戰役勃發に依る特定醫療保護事業の興起

證明書ハ終局ヲ待テ、次期ニ出スヘシ) 翌年七月、一月ノ常會ニ本社へ出スヘシ。  
右ノ諸項ハ、明治一十八年一月ヨリ之ヲ實行スル者トス。

明治二十七年十一月

同

愛

社

同愛社に次いで八月十八日には、愛知縣東春日井郡第一部醫會に於いて軍人家族施療を實施してゐる。即ち左の如く「愛知縣東春日井郡第二部醫會々員諸氏は此度の日清韓事件に關し同郡内より從軍したる軍人家族にして疾病に罹ったるときは今後施療することに定め已に去月十八日より實行せり」と報道されてゐる。又同月二十七日には、東京市日本橋區衛生協會の臨時集會に於いて、出征將兵の遺族施療の件を議決したることが、左記の如く

「日本橋區衛生協會にては去月二十七日午後一時より區役所樓上に於て臨時集會を開らき。○中 物品を購求し在韓兵士慰勞として獻納する事并に徵兵遣族中に病者ある時は施療することの一件を議決○下」と見え、又此の月、東京醫會京橋支會は臨時集會を開催し、木村順吉の發議による從軍將兵の貧困家族施療の件を議決するに至つたこと<sup>(10)</sup>。

「東京醫會京橋支會は今度臨時總會を開き區醫一同出席の上木村順吉氏の發議に由り左の如く議決をなしたり」と報道されてゐるが、其の議決文は左の如くである<sup>(11)</sup>。

「一、日清事件に付兵役に從事したる者の家族にして疾病に罹り區役所より配布せられたる雑形の治療券を携帶したる者に限り當支部會員へ可成懇切に救療する事

一、該救療は兵役に從事する者の家族にして赤貧者に限る事

一、救療者の住處姓名年齢及病名其他治療日數等詳記したる報告書を毎月末に當支部事務所に送達する事」

尚ほ此の月、宮城縣志田郡古川の開業醫秋保盛常が、應召豫後備兵の家族施療の件を其の筋に出願したことが、「東京醫事新誌」に仙臺通信(八月廿一日發)として左記の如く<sup>(12)</sup>

「縣下志田郡古川の開業醫秋保盛常氏は今回の事變に際し若し後豫備兵の召集せらることある時同郡内に在籍の應召集者家族疾病に罹るとときは悉く施療せんことを此程其筋に出願せりと云ふ」と報じてゐる。

更に九月に入るに及び、十七日、宮城縣栗原郡醫會總會に於いて、從軍者家族施療の件を議決したこと<sup>(13)</sup>

「仙臺通信(九月二十三日發)栗原郡醫會總會は去十七日午前十時より郡役所内に開會し○中 左の議事を可決したり第一同郡内の從軍者家族に疾病者ある時は無代價にて療治すること○中」と報道されてゐる。又此の頃、東京市本所區内の醫師四十名を始めとし、東京醫會神田支部會、芝區南佐久間町開業醫鬼塚麟造等が夫々遺家族施療を開始したことが左の如く傳へられてゐる<sup>(14)</sup>。

「○本所區醫士の施療 本所區内の醫師四十餘名は此度同區徵兵慰勞義會に加入し同區内兵員の家族にて病に罹り醫療代に差支ふる者には無料にて治療するよし

○東京醫會神田支部會にては同區出身の從軍者家族中に病者あるときは何時にも無料にて治療することになし○下○鬼塚氏の義學 芝區南佐久間町開業醫鬼塚麟造氏は日清事變に際し國民の義務萬分一に報ぜむ爲め何區を問はず應徵兵士の家族疾病の節は無報酬にて懇切に施療するよし義學と云べし」

次いで十月に至つては一日、和歌山縣海草郡南部醫會は、これより起<sup>(15)</sup>既に出征豫備軍人家族施療の件を決議するところあつたが、此の日、其の筋へ上申した結果を報告して愈々施療を實施することと定めた旨が左記の如く

「海草郡南部醫會 本月一日同會の例會を名草郡日方村社内に開き○中 前會決議の豫備後備軍人召集家族無料施療の

件を其筋へ上申したる結果を報告し○下

といふ報道があり、十一日には、宮城縣下志田、玉造、桃生郡の醫會に於いて、夫々臨時總會を開催して、從軍者家族

施療の件を可決したことが、左の如く

「志田玉造郡醫會 全會は臨時總會を去一日同郡役所樓上に於て開催○中 従軍者遺族の患者施療の件を可決し○下

「桃生郡醫會 全會も去十一日同郡飲川町に於て臨時總會を開き○中 同郡内の從軍者家族施療の件を可決し即日より

實施のことゝなれりと聞く」

と、「東京醫事新誌」に仙臺通信（十月廿）として報道されており、又此の月、青森縣弘前市に於いては、醫士伊東重・五十嵐勘一等一十七人が軍人家族施療の爲め「報國醫會」なるものを組織し、五條より成る規則を議決し、之を印刷に付し、通知書に添へて之を現役及び徵集に應する軍人の家族に配布して、施療活動を開始してゐるが<sup>(17)</sup>、その規則とは左記の如きものである。

「第一條 現役及徵集に應する軍人家族にして疾病に罹る時は都て懇篤に治療し一切の費用を受けざる事

第二條 若し軍人家族にして謝意を表する爲め藥價を納むるときは之を本會に貯蓄し他の救護方法の支出に備る事

第三條 右家族に對し必用の時は相當の物品を贈與する事

第四條 有志者にして本會に金錢及物品を義捐するときは之を救護費に充る事

第五條 右規約は凱旋の時まで繼續するものとす」

尙ほ此の月、大阪に在りては、東區の開業醫萩谷義則、土屋理、鈴木良哉、江守敬壽並に西成郡北野村の醫士増野潔

熊等が、遣家施療方を其の筋へ夫々出願したる由が左の如く<sup>(18)</sup>

「東區谷町七丁目醫萩谷義則、同區鍛冶屋町醫土屋理、同區長堀橋筋貳丁目醫鈴木良哉、同區東清水町江守敬壽、西

成郡北野村醫増野潔熊の五氏は今回征清事件に付其區其郡に居る派遣の軍人の家族にして若し疾病に罹ることあるときには無料にて診察投薬する旨を其區郡役所へ申出たりと」と報せられ、又茨田・交野・讀良三郡の開業醫が、郡の慇懃に依つて從軍家族の施療を開始するに至つたもののが左の通り報道されてゐる。

「大阪通信（十月廿） 茨田外二郡の醫會 河内國茨田交野讀良の三郡には曾て醫會ありしが其後中絶したるを以て向日郡長は過般在郷軍人出征中家族施療の件に付三郡の開業醫五十五名を召集せし際之を機として醫會再興の事を協議し<sup>(19)</sup>、中今回此舉に於ても亦大に盡力すると云ふ」

十一月には三日、秋田市の開業醫門脇宗謙、穂積孝春、赤星敬次郎外十六名の有志醫により設立せられ秋田市内人民にして從軍兵の家族に患者ある組織され、從軍家族の施療を行ふこととなり、此の日より開始してゐる。『東京醫事新誌』に

「報國醫會 同會は門脇穂積赤星外拾六名の有志醫により設立せられ秋田市内人民にして從軍兵の家族に患者あるときは無報酬にて治療を施さんとする目的にして此程規約を設け役員を撰み已に去る三日より實施せりと云ふ」と報せられてゐる。次いで十一日、廣島縣賀茂郡醫會は總會を開催して、出征軍人家族施療の件を議決したることが、左記の如く<sup>(20)</sup>

「賀茂郡醫會總集會の景況 縣下賀茂郡にては去る十一日同郡議事堂に於て同郡醫會總集會を開き○中 今回征清軍人の家族にして若し病患に患りたるものあるときは藥價并に診察料等總て無代價にて懇切に治療すること略○中に決し」と報道されており、同月二十五日には、富山縣射水郡醫會に於いても亦從軍家族施療の件を決議してゐる。即ち<sup>(21)</sup>「富山縣射水郡醫會 同會第一回は昨二十六年十月發布の本縣令第六十二號の旨趣に基き本年四月開會し○中 次に去る十一月廿五日本郡瑞龍寺にて第二回を開く○中 軍人家族施療の件（淺野泰仲氏提出）を議し直ちに實行の事に決議

と。又此の月、宮城縣刈田郡醫會に於いても、郡内從軍者家族施療を決議したることが<sup>(24)</sup>。

「仙臺通信(十一月廿日發) 刈田郡醫會に於いても同郡内の從軍者家族に對し疾病ある中は施療することに決したる由にて此程來其の趣を廣く公告せり美擧哉」

と報道されてゐる。

翌十二月には、愛媛縣下浮穴、伊豫郡醫會に於いて、此の月二十三日、從軍者家族施療券普及方法に關する協議を行ひ、又松山醫會松山分會に於いては、松山報效醫會の慾意により遺家族の施療を開始するに至つたことが、左の如く『東京醫事新誌』報道欄に<sup>(25)</sup>

「下浮穴伊豫郡醫會 本月二十三日伊豫郡々中港彩濱館に開きたり略○中 下浮穴伊豫兩郡の醫會は從來各別に成立し居りしが今春伊豫郡醫會にて合同を可決し略○中 兹に全く合同することになりたれば去る廿三日略○中 その發會式を行ひた

り略○中 從軍者家族施療券普及方法の協議をなし略○下」

「松山醫會松山市分會 は松山報效醫會よりの照會により征清從軍の軍人家族中同會の紹介あるものに限り施療施療する」となれり」

と報道されてゐる。

尙ほ此の外、此の歲千葉縣市原、千葉二郡の合同に成る郡部醫會に於いては、出征軍人遺家族施療を實施し<sup>(26)</sup>、静岡縣に於いては、志太、益津醫會、葉栗郡醫會並に榛原醫會が夫々出征軍人家族救療の件を議決實施して<sup>(27)</sup>、愛知縣に於いては、中島郡醫師組合會が出征軍人遺家族に無料診療を行ひ<sup>(28)</sup>、八名郡醫會に於いては、郡内出征軍人遺家族を貧富を問はず施療施療し<sup>(29)</sup>、又三重縣に於いては、三重郡醫會が報國の一端として同じく施療を開始してゐる<sup>(30)</sup>。

翌二十八年に於いては、岐阜縣羽島郡竹ヶ鼻町の薬劑師棚橋市太郎なる者が、近郡各町村役場に出征軍人遺家族に對

する施薬券配布方を依頼したことが、『東京醫事新誌』に<sup>(31)</sup>

「薬剤師の義舉 岐阜縣羽島郡竹ヶ鼻町なる薬剤師棚橋市太郎氏は數年前より郷里に於て開業しつゝありしか日清事あるに際してや氏が義俠心に富める天性は報國の念禁ずる能はず赤十字社の看護夫となり從軍せんと舊職斷然本業を擲ち上京されしも上京後諸家の意見を叩き大に感ずる所あり則ち從軍者家族の病患を救ひ從軍者をして内顧の憂なからしむるも亦必要なりとて今般近郡各町村役場に施薬券を配布し置き從軍者家族にして病患あるもの醫師處方箋を添へ來らは無料施薬せらるゝと云ふ」と報道されてゐる。

以上は日清戰役勃發に方つて、醫會を中心として各地に展開された軍事援護醫療保護活動に就いての、文献に依る部分的調査に過ぎないが、如上の活動に従つて、開戦以來、我が國全醫界を擧げて軍事援護事業としての醫療保護事業を實施するに至つたものなることをト知することが出來よう。若し之を仔細に調査するならば、當時の醫家が、如何に私心を滅却して出征將士をして微塵の憂もなからしむる爲め、自家の職能に於いて遺家族の救療に當つたか、我々は一々舉示するに違ない程の銃後奉公精神の露呈せらるゝを見得るであらう。

- 註 (1) 東京醫事新誌 第八五七號(明二七・九・一)三七頁
- (2) 同 第八六五號(明二七・一〇・一七)三八頁
- (3) 同愛社・同愛社五十年史(昭三・一、再版)一八四一五頁
- (4) 同
- (5) 同
- (6) 同
- (7) 同

一八六頁

一八八一九頁



事前に其の救濟方法を具體的に考量しておく必要があつたのである。<sup>(2)</sup>

斯くして、軍夫救護の必要について運動を開始したのは、大倉喜八郎を始め軍夫請負業者であつて、彼等は軍夫募集の利害關係もあつたので、大日本私立衛生會を動かして其の援助を得ることとなり、又その會長となるべき人を求めて、之を後藤新平に得たのであつたが、然し新平は、其の事業たるや、あまりに偏つてゐて將來の發展性に乏しく、彼の目指すところは、より包括的な社會施設の實現にあつたから、たゞ其の幹部として盡力することとなつたと、稱される。ともあれ、斯くの如くして、先づ從軍人夫に對する醫療救護の施策を講ずることとなり、日清戰爭勃發直後、明治二十七年十月、早くも北里柴三郎、小金井良精、中濱東一郎、川上元治郎、岡田和一郎、宮本仲、川上昌保、入澤達吉、佐藤保、山根正次、樺村清徳、後藤新平、森村市左衛門、加藤時次郎、岡田乾兒等の醫家並に有志家が相謀つて、左記「從軍夫卒救護の要旨」なるものを發表して、軍夫救護の必要を唱道するに至つたのである。<sup>(4)</sup>

#### 「從軍夫卒救護の要旨」

數萬の鰐躄海陸并ひ進み深く異域に入り

大蟲は移されて廣島にあり海に陸に續々大捷を報し王師向ふ所殆んど敵無し今や我が恐るゝ所のものは特に疾病的我兵を犯すの一事あるのみ

誠に古今の戦史に徴するに病に死する者は毎に戦に死する者より多し近くはクリミヤの役に見よ普佛の戦に見よ西南の變に見よ痘瘡赤痢瘡扶斯虎列刺等の惡疫か如何に慘毒を逞ふして其戰鬪力を減殺せしや惟ふて爰に至れば毛髮爲めに悚然たるものあり抑も軍隊の衛生は我陸海軍の夙に體勉整理する所赤十字社も亦力を此間に致し毫も遺憾ある無し唯夫卒の衛生に至りては僅かに其餘力之を救護するに過ぎざるなり

夫れ夫卒募集の事たるや一種の受負事業にして之に應するものは概ね平素衛生の何物たるを知らず飲食唯飽くを求め

疾病の之に従ふを省みず若し一朝猖獗なる惡疫の其間より流行蔓延して終に我軍隊に及すあらば邦家の不幸是より甚しきはなし夫卒の戰時に必要なる固より言を俟たず糧食彼に依つて織がれ彈薬彼に輸せらる我が兵、勇武なりと雖も糧食竭き彈薬乏しきを告ぐるに至らば何を以て敵に對せん試みに野津師團長の報告を見よ糧食運搬の困難を云ふにあらずや又大島少將の報告を見よ彈薬の缺乏之戰鬪を中止すと云ふにあらずや生等之を聞いて私かに寒心に堪へざるなり是役や地理、運搬に便ならざるが爲め遽かに數萬の夫卒を派出せしを以て之に適する衛生保護の如きも専ら之に従事するもの無きは亦已むを得ざるなり是を以て夫卒の疾病に侵ざるゝや直に醫治に就く能はず空しく道路に呻吟するものあるに至る豈慘ならずや今にして之が救護の道を講せんば其影響する所得て料り知る可らざるなり

軍隊の衛生は備はれり赤十字社も亦力を致せり故に今日の急は唯夫卒の救護にあり而も是れ一大事業、一人一個の力能く爲す所にあらず是れ生等が相謀り四千萬同胞に訴ふ奮ふて其舉を贊翼あらんことを請ふ所以なり

右の如く軍夫に對して衛生醫療上よりする救護施策の社會的必要性を強調して、普く仁人篤志家の贊助を仰ぐこととなつたのであるが、次いで此の目的達成の爲め「軍夫救護同盟會」なるものを組織し、軍夫救護機關の組織及び事業に關して協議を進めることころがあつた。其の計畫に依れば、「戰地に於ける傷病軍夫卒に醫療上の保護を加へること、」「軍夫の從軍に先立ち傳染病等の豫防的處置を講ずること、」「軍夫歸還後に於ける傷病の治療並に傳染病の傳播防止に關して夫々適切なる方途を講ずること等であつた。然し其の具體化を計る爲めには、先づ大本營の許可を受ける必要があつたので、此が請願の爲め同年十月十五日、北里、宮本、川上の三氏が相携へて廣島に赴いたのである。斯くて時の軍醫總監石黒忠惠に、請願の趣旨を詳細説明して其の許可を得んとしたのであるが、會談の結果、征地に於いて軍夫の傷病者を救護せんとすることは、軍政上許可し得ない點があつたので、専ら内地に於いて救護に任することとなつたのである。<sup>(5)</sup>

依つて十一月七日、「軍夫救護同盟會發起人會」を開催し、規約案文並に豫算等に就いて協議を遂げ、又始め會長には徳川公爵を推戴することとして、既に其の内諾を得た程であつたが、其の後種々の事情より、公爵近衛篤磨を推すこととなり、同月「軍夫救護會」なる名稱を以て、茲に正式に成立するに至つたのである。<sup>(8)</sup>

斯くして設立した本會の目的及び事業は

- 一、軍夫の健康を保護し其疾病を治療し以て軍夫の不健康より軍隊に及ぼす困難を除くこと
- 一、軍夫渡航前健康上の検査を行ふこと

- 一、軍夫歸朝の際疾病に罹れるものを治療し病毒の國內に傳播するを防ぐこと

- 一、第一着手として軍夫救療病院を廣島に置くこと

一、漸次内地の要所に軍夫救療病院を設立すること

一、今後の状況により戦地に軍夫救療病院を設立すること  
の六項を行ふにあつて、事務所を東京市京橋區宗十郎町大日本私立衛生會事務所内に置き、義捐金募集に着手したのであるが、當時同會々長近衛公の名を以て世に公表せられた「軍夫救護會設立の要旨」に、同會設立の趣旨及び事業内容等が詳細盡くされてゐる故、左に掲げることとする。<sup>(9)</sup>

#### 「軍夫救護會設立の要旨」

我征清の役たる寔に敏明の戰たり仁義の師たり吳天嘉瑞を降し臣民一致鴻謨を協養し天時に順ひ人和を得連戰連勝北京城下の盟をなし東洋の平和を克服する亦遠きに非ざるべし嗚呼王師の向ふ所何物か敢て能く之に抗するものあらんや蓋し文明の戰は苟も文明の力に由て避け得べき災害は全く之を防遏し得るに非ざれば未だ以て戰捷を全ふしたるものと謂ふべからず若し病疾之に伴ひ國力爲めに消耗し古來戰爭の常套を踐むが如きことあらば之れ全勝の玳環にしあし

て然ち據むべしとす今内外戰史の證する所によれば

戰時に於て士卒疾病の爲めに斃るゝものは彈丸の爲に斃るゝものに數倍すること

軍陣疫は戰後國內に傳播して永く國民の社會經濟的凶荒を釀成すること

軍陣疫は戰争の後に來らんとする所の戰争に對すべき剛健なる國力を滅殺すること

毫も疑ふべからざるなり此後や懸軍長驅深く異域に入り四面皆敵にして運輸轉漕の事悉く我本國の人夫を用ひざるべからず其員數亦每師團二萬人に下らずと云へり而して此多數の人夫は敵愾正氣の激する所となり死生を顧みるものに非ずと雖ども平居衛生の素養なく又軍紀軍律の節制ある者に非ざれば疾を得るの原因は更に兵士に幾倍し現に疾に罹りて戰地に斃れ或は空く歸航するもの亦兵士にして既に其運漕の力を失するときは直に兵士戰鬪の力を減すること勿論にして軍隊の忠誠義烈なるも又其勇を奮ふに由なし我軍醫官及赤十字社醫員は時間と經濟の許す限り軍夫の救療に其餘力を致し衣服藥餌に至るまで救護の方法備はざるに非ずと雖ども餘力は即ち餘力なり出征久しきに瀕り患者漸く加るに及では別に専ら軍夫の救護に從事するの團體ありて之を擔任し軍醫官赤十字社醫員をして全力を其本分に注ぐを得せしむるは今日の一大緊要たること亦疑を容れず且軍夫の疾病は之を兵士に傳へて所謂軍隊疫となり又其備役を終るの後四方に散雜して全國の國民疫となる外は戰鬪力を殺ぎ内は生產力を滅す斯くの如き軍夫は病毒傳播の媒介者たるに拘はらず運輸轉漕の重任は今日此を措て他に求むるの道なし軍國衛生の公法宣しきを得るに非ざれば其弊害の及ぶ所實に言ふに忍びざるものあり是我曹の此會を設くるの大旨にして其目的并に方法左の如し

- 一、軍夫の健康を保護し其疾病を治療し以て軍夫の不健康より軍隊に及ぼす困難を除くこと
- 一、軍夫渡航前健康上の検査を行ふこと

#### 第三節 日清戰役勃發に依る特定醫療保護事業の興起

- 一 軍夫歸朝の際疾病に罹れるものを治療し病魔の國內に傳播するを防ぐこと
- 一 第一着手として軍夫救療病院を廣島に置くこと
- 一 漸次内地の要所に軍夫救療病院を設立すること
- 一 今後の状況により戦地に軍夫救療病院を設立すること

今や我曹は臣民一致力を致すの秋に際し外征に附屬せる下級團體即ち軍夫の衛生保護を任じ一は其軍隊の戰闘力を減ずるを防ぎ一は社會の經濟を妨ぐべき原由を除き以て此役の文明的全勝を收め國威を宇内に宣揚するの一分に裨補せんことを望む冀くは大方諸君の此舉を賛成せられんことを

明治二十七年十一月

軍夫救護會々長

公爵近衛篤磨

附 言

- 一 事務所は東京京橋區宗十郎町七番地大日本私立衛生會事務所内に設く
- 一 義捐金額は豫め前記事務所へ御申込の後(時宜に依り受取人可差出候)若くは直に御拂込有之度候
- 一 義捐金拂込は金圓なれば直に事務所へ宛て又爲替なれば三十圓已上は第百國立銀行宛三十四圓已下なれば東京芝區芝口一丁目郵便局受取の都合にて御拂込有之度候
- 一 義捐物品は救療上必要なものに限るの規約なるが故に豫め其品質員數を記して御照會有之候方好都合に候

- 一 領收證は義捐の金品受取の上直に本會主計の捺印あるものを差出すべし

- 一 義捐金保管は日本橋區萬町第百國立銀行に委托す
- 一 會計決算は追て詳細に報告すべし

尙ほ同時に公表せられた同會規約に、其の組織運用に關して、夫々左の如く定められてゐる。<sup>(10)</sup>

「規約」

- 一 本會を軍夫救護會と名く
- 一 本會は陸軍の保護監督の下に軍夫の疾病を予防救療するを以て目的とす
- 一 本會に會長一名副會長一名評議員三十名理事三名及書記若干名を置く  
但し會長副會長及評議員は無報酬とし理事は報酬書記には給料を與ふ  
又會長副會長は推薦とし評議員及理事は會長の指名に依て之を定む
- 一 本會の事務所を東京京橋區宗十郎町七番地大日本私立衛生會事務所内に設く
- 一 本會の目的を達せんが爲め廣く金錢物品の寄捐を募集すること  
但し物品の寄贈は救療上必用の物に限る
- 一 寄附金の保管は第百銀行に委托するものとす
- 一 本會の趣旨を贊助し若干の金品を義捐するものは本會々員と爲す  
救護の方法は別に規定する所に依る
- 一 本會は日清事變の終局に至て解散するものとす
- 一 本會の成績及會計は詳に之を報告するものとす

附 則

第三節 日清戰役効勞に依る特定醫療保護事業の興起

二七七

- 一 本會解散の時は本會の財産は評議員の決議に依て之を處置するものとす

斯くの如く會務を整へて、資金の募集を開始すると共に事業の具體化を圖つたが、其の後名稱を、陸軍省の意嚮を参考して「解備軍夫救護會」と改めたのである。<sup>(14)</sup> 而して事業の第一著手として、兼ねての計畫に従ひ、傷病軍夫救療のため病院を設立すべく、二十八年、廣島市新川場町の一寺院妙慶院を借受け、解備軍夫救護病院を設立するに至り、院長に常藤常次郎、副院長に大日方隆治、醫員に楠本憲吉、富重甲子太郎、藥局主任に植木雄作、藥局員に大胡常次郎、其他看護長一人、看護夫七人を任じ、此の年一月二十四日を以て開院するに至つたのである。<sup>(15)</sup>

解備軍夫病院の救療狀況については、設立開院以來四月十日までの現況として、『東京醫事新誌』の報道に依れば、<sup>(16)</sup> 「現在入院患者總數 八十二名

死亡 二名	望に依り退院 二名
全治退院 三十四名	
残餘患者 四十四名	

にあるに依つて其の一班を推知することが出來よう。

尙ほ本「解備軍夫救護會」は、解備軍夫救療の法を新に設け、同會々員中の醫師を救療醫員に囑託して、救療事業を實施するに至つてゐる。本救療事業は、東京に於ける解備軍夫にして解備前より疾病に罹れる者に限り救療するを目的として計畫されたものであるが、其の方法は二週間有効の施療券に依り、内科は一日金四錢、外科は一日金六錢の低額

を納付する定めであつて、参考までに同會施療規程を掲出するに<sup>(17)</sup>

#### 「解備軍夫救護會施療規程

- 一 本會は東京に於ける解備軍夫の施療をなすため此規程を設く
- 一 施療を受くる者は解備軍夫にして解備前より疾病に罹る者に限る
- 一 施療券を申受けんとするときは其編入組頭の證明を以て本會事務所に申出づべし
- 一 施療券を受くる者は施療券の裏面に記載せる條項に由り施療を受くべし
- 一 施療券は一枚二週間に限ると雖病尙ほ治せざることは施療醫員の證明を以て更に之を申受くることを得
- 一 施療券は内科は一日金四錢外科は一日金六錢とす但し外科手術等にして實費之に超過するときは其實費を請求すべし

右の通りである。又救療醫員は、左の如き契約書に依つて委嘱し、其の依嘱を受けたる者は二十有數名であつた。<sup>(18)</sup>

#### 「契 約 書

- 解備軍夫救護會は東京に於ける解備軍夫の救療を爲すため本會々員たる醫士に救療醫員を囑托し左の條項を契約す
- 一 救療醫員は本會發布の施療券を持參する解備軍夫に限り別紙救療規程に由り治療を施す事
  - 一 救療醫員は本會規定の條項を券面に記載し毎月其施療券を取纏め治療費調書を添へ其月廿五日までに本會事務所に就き治療費を請求すべし
  - 但し合宿所の患者は便宜に由り各箇の施療券に代るに診斷投薬兼會計簿を調製し置き之を以て施療費を請求するも妨げなし

#### 施 療 醫 員

#### 第三節 日清戰役勳級による特定醫療保護事業の興起



(14)(13)	(12)(11)(10)	(9)	東京醫事新誌
同	同	同	同
同	同	同	同
第八七〇號（明二七・一二・一）三六一八頁	同	第八七〇號（明二七・一二・一）三六一八頁	三八頁
第八八一號（明二八・二・一六）四二頁	第八八二號（明二八・二・二三）三七頁	第八八三號（明二八・三・二）三四頁	第八九〇號（明二八・四・二〇）四五頁
第八九七號（明二八・六・八）四〇頁			

### 三、海員救療機關設立の計畫

日清戦役の勃發は、海外發展の基礎を築かしめるに至り、戰勝後は、輸出販路の新なる開拓に伴ひ、我が海運事業は刮目に値ひする發達を遂げた。然し乍ら、海運事業の生きた原動力としての海員を救濟保護するの事業の發達は、遲々たるものであつて、況んや海員の醫療保護施設の如きに至つては、全く皆無であつたと稱してよい。かかる現状に對し海員救濟保護の一施設として、海員並に其の家族の醫療保護機關としての施療病院設立の急務なることが唱道されるに至つた。而もそれが、明治二十八年五月十四日、倫敦在住日本人に依つて結成された日本人會の決議となつて、文

抑、本決議は、當時倫敦に在つた醫師林龜三郎の計畫勧説するところであつて、本計畫が倫敦日本人會に附議せらるゝや、全會一致之を可決し、夫々義金を捐て、其の實現を計ることとなつたものである。<sup>(1)</sup>

其の詳述たるや、實に海員施療機關の組織運営に關する、ことに止まらず、我が國當時に於ける一般醫療保護機關の經營方法等に就いても、一つの示唆を與へる所あるものであつた。即ち施療の方法として説く所に依れば、從來我が國に行

はれ來つた匿名的義金による施療を止め、被施療者に對して施療の由つて來たる所以を明かにし、感恩報謝の念を起さしむべきものとの見解を取り、施療義金の多寡に依り何某施療室、何某施療床とし、其の薬剤、施療券に至るまでに、施療の費用として義金を投じたる篤志慈善家の氏名を明記すべきものとしてゐる。明治二十九年、東京慈惠會病院に安田善次郎の義捐金に依り、安田施療室なるものが設けられたことのと略々軌を一にするものであるといはねばならない。而して海員施療の機關は、世の篤志家の義捐に依り之を設立し、海員救護團又は日本郵船會社等の如き海員救護團體或は汽船會社等に連結せしむるを本旨とし、先づ之を横濱に設置し、然る後各地に普及せしめて、其の地に於ける有志醫師に委嘱して施療のことに當らしめ、外來患者の施療を始め、入院施療等を行ひ、更には海員留守宅について巡回施療を行はんとする計畫であつたのである。當時發表された「海員並に其家族施療院設立の意見」<sup>(2)</sup>に、其の趣意及び計畫の概要が示されてゐる故、之を左に掲出して参考に資することとする。

一海頭並に其家族旅療院設立の意願

林三卿

日清戦争の結果として我國百般事業に一大進歩的變化を致べきは各人の豫期する所なり就中航海擴張事業の如きは我國の形勢に於て至重至大の急務たるが故に吾人は滿腔の誠忠を以て速に其成功を希望せざるべからず我軍が海戦に巧妙なりしも戰後航海運輸事業に缺く所あるに於ては吾人の甘する能はざる所なり

此に就て新設會にて此等を審議する所であるが故に政府速に海員救濟會に補助金を給すべし又曰く國家緩急あれば海員は取も直さず運送船を運轉する兵士同様の役務を盡すが故に海員に兵役免除の特典を與ふべしと抑々海運擴張の計畫及び其獎勵の方法に於て素より一にして足らざるべしと雖も余は茲に余の本業醫師たるの境區内に於て且つ從來多少海員の狀況を詳にせる職務に在るの緣故

を以て其獎勵の一良法を策し諸君の實慮を煩はさんとす

夫れ海員の船舶に乗組み萬里の波濤を破り長途遠洋航海を爲すや勇氣滿身に溢れ一意活潑業務に從事する際と雖も彼等の常に心頭に横はり神思を惱ますものは父母妻子一家の安否如何に在り殊に若し家に多病の親屬を残し港を出帆せし時の如きは此の心配は一層甚しく實に往々之れが爲めに飛躍遠大の志望を沮喪せしむるに至る若し海員の多數をして家計に餘裕あつて疾病事故に臨時手當充分ならしめば彼等の懸念は稍々少なかるべき道理なれども如何にせん海員なるものは概ね家計豊ならず從て若し家に疾病災疫の不幸あるに遭遇せば服薬治療さへ意の如くならず海員自身出發の砌り財費を傾け家族に遣せし少額の金員も忽ち空しきを告ぐるに至る家主にして家に在れば彼是れ流通金策の道亦た無きに非らざるべきも乗組の船舶は遠く東西各所に航行し郵便來信の發着さへ不便利なる海上に在るのみならず留守には前條の如き疾病窮迫の不幸に陥るときは嘗て鬼神を欺き山なす怒濤を事ともせざる勇壯敢爲の海員すら遂には長途の航海を好まさる傾きを生ずるは人情の常にして恠むに足らざるなり依て爲めに善良熟達の水手を得るに少なからざる障害を及ぼすとせば現今海運擴張を謀るに於て最も速に之に注目せざるべからず

日清戰争中に於ては或は赤十字社員の戰地に出でゝ軍屬者の傷痍を治療するあり或は篤志者の義學に依り軍役夫の衛生を主るあり又た地方各所に於ては從軍者の家族を救護する等皆な以て勇氣を鼓舞し兵士をして家に後顧の患ひなく一意報國の務を全ふせしめんことを圖り殆ど遺すなし誰か其義舉に感ぜざらんや然るに余熟々戰後の狀況を憶想し獨り海員獎勵其家族救護の道に至ては尙ほ缺點あるを察し實に痛惜に堪へざるなり余公務の餘暇奮て同業諸士に謀り協力以て海員井に其家族にして疾病に罹るものは特に之を施療救助するの道を開かんと欲す是れ今ま余が博愛慈善の義學に音かなならざる諸君に訴へ其協賛を得んことを希望する所以なり

醫師は各々疾病治療の點に於て及ぶ限りの道を盡すべきも藥餌綿帶及び治療所の費用の如き此目的を達するに最も主

要なる資財は廣く江湖有志者の捐金を請はざるべからず而して諸君にして晚餐一匙の肉汁一片の麵匏をも減ずるに足らざる潤財に因り彼等は起死再生の恩澤に浴するを得べし第を扶け世を濟ひ併せて吾人の日夜焦慮希望する海運擴張の英勵に及ぶ苟も憂國愛民の志想に富める上流先達の人は奮つて贊助の義學あらんことを切望す

今ま左に經畫中二三の大略を記し諸君の是正を仰ぐ

一 従來我國に普通行はるゝ施療の方法とは余は聊さか異なる意見を抱けり其理由は慈善家あり許多の金員を施療院に投する之れが恩惠に浴する患者は更に其德澤の因て来る所を知らず只だ目前治療を主とする醫師及看護者その他は藥餌綿帶治療品の出所を鮮かにせず素より宗旨的捐金の主意に本づき所謂右手を以て物を人に與ふる左手を現はす勿れの匿名捐金を爲すは人々隨意たりと雖とも國家的志想に依りて來れる捐金は其惠與者の名を患者に紹介するも更に妨げなきのみならず折角許多の捐金を爲せる德義家の美名を空しく埋没せしむるは實に以て遺憾とす故に左の方法を應用せんと欲す

捐金の多寡に従ひ病院内の一室或は數室を區畫し捐金者の名を附すること何謀君の施療室と稱ふる如し捐金高一室を支ふるに足らざるときは一臥床或は數臥床を限り捐金者の名を附せんと欲す

藥劑に於ては藥瓶又藥袋に何某君の施藥と明記し或は刻記し其藥の因て来る所を患者に知らしめんと欲す又患者に渡す施療券に捐金者の名を明記せんと欲す此他病衣及治療品に於ても右同様の記名を行ふを可とす

一 海員施療所は水難救援會或は日本郵船會社其他海員に親密の關係あるものに連結せんことを望む

一 初づ施療所を横濱港に設け漸次其他の諸港に設立あらんことを欲す其施療所は地方有志の醫師に乞ひ勉めて治療に從事することを托せんとす

一 治療を受くべき海員は先づ當分日本各港及外國諸航に航行する汽船其他數日間の航海を爲し家を顧ること能はざ

る船舶乗組員並に家族とする軍艦乗組の兵員並に家族も亦同じ

- 一 捐金の多少に依り設立せんとする施療所の規模は小大を致すは勿論にして或は資金充分ならず僅に狹少なる一の施療所に止まり單に外來の患者に治療を施すに過ぎざるか或は資金稍々豊かにして適宜の病院を建て入院施療を行ひ得るか或は向ほ一層完全にして醫師をして海員留守宅に就き周ねく家族を往診施療し得るの恩澤を受けしむに達するか一に有志諸君一臂の補助を借すの結果に依るのみ
- 一 追て施療所設立の時に當り有志諸君の随意捐金せらんとする金高並に賛助諸君の記名を豫め記署あらんことを希望す芳名を永く世に傳ふるの方方法を講ずべし
- 一 諸君の知友に本件の主旨を紹介するの勞を煩はしたし
- 一 捐金の取扱ひ其他出納の一切の事は其道に精しき從來世に信用ある人に依頼せんと欲す
- 一 本業は一日も早く我國に於て完全の發起實行の運びあることを期す
- 本計畫が倫敦日本人會に於いて演述され、此が附議されるや、全會一致を以て可決するに至り、夫々義金を捐てゝ實現を計ることとなつたものである。其の後の經過については今のところ明らかでない。

註 (1) 東京醫事新報 第九〇九號(明二八・八・三一)三八頁  
(2) 同 同  
(3) 同 同

三八一四〇頁  
四六頁

#### 四 勞働者衛生保護法制定の必要論

日清戰役後、我が國に於ける各種産業の勃興及び資本主義の急速なる進展は、労働者群を激成せしめ、それが労働問題を發展せしめるに至つたことに就いては既に少しく闡説したが、労働問題の發展は労働者の健康保全に關して必然重

大なる問題を提供するに至つたのである。即ち近代産業の發達に伴ふ業務上の疾病が急激に増加するに至つたので、労働者の健康保全が産業の發展乃至労働者の生活安定上重大なりとされ、労働者衛生法、労働者疾病保險法又は工場衛生法を制定するの必要が論議されることとなつた。

而して此が制定の必要が、前期末期に於いて後藤新平等より主張されたことは既に述べたところであるが、此の第三

期に入るに及び最も力強く主張されるに至つたのである。

蓋し當時の労働者の多くは、衛生的に極めて不良なる條件の下に作業し、又生活してをり、而も其の生活は自己及び家族の生活を辛うじて維持し得る程度に止まつたものと觀られる。従つて、「朝自己又は家族にして疾病に罹ることあれば、直ちに收入の杜絶となるか乃至は減少を來し、加之、昔からざる醫療費の重荷に悲惨なる境遇に沈淪せざるを免れ難い地位に置かれてゐたのである。されば多數の労働者を使役する産業經營者は勿論、國家に於いても、此の方面の保健衛生に留意し、健康を阻害するが如き原因を除却して、労働者の健康保持と労働力の維持増進とを圖り、以て事業能率の向上を期する必要があつたわけで、斯かる施策を講ずることは、又國家的社會的見地よりするも、産業の發展を招來せしめるとともに、國民生活の安定を齎す重要施策であるわけである。

後藤新平が、其の建言や獻策に於いて、一國發展の爲め、労働力供給源としての労働者確保の爲め、彼等の健康を保護する必要ありとし、社會政策に基づく労働疾病保險法を強制すべしと主張したこと等に關しては、既に本章第一節第二項並に第三項に關する意見に於いて労働者保護の必要なる所以を力説したこと等に關しては、既に本章第一節第二項並に第三項に夫々闡説したところであるから、茲で再説することは譲るが、たゞ一言、窪田靜太郎について附記すべきは、明治三十二年「労働者強制保險」なる一書を公にして其の必要を更に強調し、輿論を喚起せしむるところがあつた。

又社會政策論者として知られてゐる桑田熊藏は、明治三十二年七月『歐洲労働問題の大勢』を著し、社會問題解決の

鍵を社會政策に求め、其の立場に於いてする勞働保險法等の施策を擧げてゐる。」と、直接我が國勞働者の健康保護の問題にまでつき進んで言及する所はないが、勞働者保護の必要を提示したる代表的論策として、此の時代に於ける社會の趨勢を示すものと見られるから、些か其の所説を覗見することとする。即ち左の如く<sup>(1)</sup>

「勞働問題一タヒ起リシヨリ、之ニ對スル處ノ各種ノ主義思想ハ起レリ、今之ヲ大別シテ一トナスコトヲ得ヘシ、一ハ社會主義ニシテ、一ハ社會改良主義ナリ

社會主義ノ理想トスル所ハ、現在ノ私有制度ニ基ケル經濟組織ニ於テハ如何ナル畫策ヲ用キルモ到底是等ノ弊害ヲ救濟スルニ由ナシ、宜シク進ンテ現在ノ經濟組織ヲ打破シテ、之ニ代フルニ共產的新社會ヲ以テシ、○中 天下ノ人民ヲ驅ツテ官業ノ勞働者トナスヘシト云フニ在リ、○中 略

社會改良主義ノ主張スル所ハ、勞働問題ヲ解釋スルカ爲メニ、現在ノ私有制度ニ基ケル經濟組織ヲ維持シ、資本家ト勞働者トノ階級ノ區別ヲ保存シ、其範圍内ニ於テ勞働者ノ地位ヲ改良スルニ必要ナル各種ノ畫策ヲナスニ在リ所謂社會政策ナルモノハ即チ此主義ニ基キ實行セラル、所ノ公私ノ施設ニ外ナラス社會改良主義ト云ヒ社會政策ト云フニ過キス同一ノ目的ヲ有セルモノタリ只其理想ニ就イテ之ヲ社會改良主義ト云ヒ其實體ニ就イテ之ヲ社會政策ト云フニ過キス社會改良主義ノ實行即チ社會政策ノ方針ニハ三種ノ區別アリ曰ク個人的方針曰ク國家的方針曰ク慈惠的方針是ナリ個人的方針トハ勞働者カ獨立自尊ノ精神ヲ貴キ相互救濟ノ理想ニ基キ各種ノ組合ヲ組織シ由ツテ以テ階級ノ調和ヲ圖リ其地位ヲ進ムルモノニシテ此方針ニ基ケル畫策ノ重要ナルモノヲ學クレハ職工組合、消費組合、生產組合ノ如シ國家的方針トハ國家ノ權力ニ訴ヘ立法行政ノ手段ニ依ツテ勞働者ヲ扶助保護シ由ツテ以テ階級ノ調和ヲ圖リ貧富ノ軋轢ヲ防止スルモノニシテ工場法、勞働保險法ノ如キハ此方針ニ基ケル重要ナル施設ナリ

慈惠的方針トハ資本家カ慈惠ノ念ヲ發揮シ勞働者ニ對シ救濟ノ施設ヲナシ常ニ双方ノ間ニ情誼恩愛ノ連鎖ヲ存セシム

ルコトヲ主眼トシ由ツテ以テ勞働問題ヲ解決セントスルモノナリ各種ノ慈善事業ハ此方針ニ基ケルモノ多シ」

と、總論に於いて勞働問題解決の二主義に就いて述べ、更に各論に於いて歐洲諸國の勞働問題發生の沿革並に其の對策に就いて紹介しながら、工場法や勞働保險法等を制定するの必要あることを説いてゐる。

斯くの如く社會政策に依る論策が提唱されてゐるが、一方その實踐運動が又行はれてゐる。即ち明治三十年一月十日より開かれた大日本勞金第四大會に、東京地方部より<sup>(2)</sup>

「一、勞働者衛生法ヲ設ケラレンコトヲ當局大臣ニ建議シ且帝國議會ニ請願スル事。  
一、工場衛生法ヲ設ケラレンコトヲ當局大臣ニ建議シ且帝國議會ニ請願スル事。」

の議案が提出され、京都地方部より<sup>(3)</sup>

「一、工夫ヲ使役スル會社製造場及其他ノ職工ニ對スル衛生條例ヲ制定セラレンコトヲ當局大臣ニ建議スル事」

の議案が提出されるに至つてゐるが如き其の一例である。

本三議案は、同大會第三日、即ち一月十二日の會議に於いて<sup>(4)</sup>

「一、勞働者又工場衛生法ヲ設ケラレンコトヲ當局大臣ニ建議シ且帝國議會ニ請願スル事」

の一案として上程され、審議の結果可決、議長の指名により尾代善夫、山中篤衛、遠藤太太郎、手塚賢、大國喜太郎の五名が請願並に建議書起草の委員に擧げられて、實踐運動が試みられるに至つてゐる。

尚ほ此の頃、內務省衛生局に於いては、後藤衛生局長の夙に提唱する「建設的社會制度」の一つとして、「勞働者疾病保險法」の立案がなされ（第二項參看）、三十一年一月二十七日、中央衛生會は其の諮問に依り該法案の審議を行つてゐる。然しながら此の會議上、現時諸工場は共に衛生上の施設不行届きなるに拘はらず、此が施設も爲さずして疾病保險法を設けんとするは順序を誤るものなれば、先づ諸工場に衛生上の施設を充分なさしむべし、との理由を以て否決する

に至つてゐる。(1)

、次いで翌三十一年には五月一十五日、中央衛生會に於いて「職工衛生法」の審議を遂げたなど、漸次労働者の健康保護のことが實際問題として考究せらるゝに至つてゐる。

斯くの如くして、労働者の健康保護の問題を中心として「疾病保險法」や「工場法」制定の氣運が次第に濃厚となり、おつたのであるが、此の間の消息を理解する爲めに、此の頃、工場法制定の権機に參畫した達田靜太郎の工場法制定に至るまでの経緯を見るに、左の如く(2)

「農商務省に於て明治二十年頃から夙に工場法制定の議があり、初は歐洲に工場法があるから、我國にも必要であらう位の翻譯氣分で調査しつゝあつたものゝやうであるが、明治三十年前後からは稍實際的の問題となり、農商務省に於て一應法案を作成して農商工高等會議に諮詢したこともあつたが、未だ我國の工場及び職工の實際に即した徹底的の調査を試みて、現況に適當する法案を作るには到つてゐなかつた。そこで農商務省に於て徹底的の調査をして、必要あらば新規に法案を起草しやうと云ふ心組みで明治三十三年から工場調査職員なるものを置いた。之は當時の商工局长木内重四郎氏の意見が容れられ豫算が成立したのである。其の時に自分は從來此方面に多少の研究調査を致して居た關係上、私は農商務書記官に兼任せられ、その調査主任に充てられ、同時に桑田熊藏君も調査事務を嘱託せられた。我等は更に經濟學、工學、衛生學等の如き關係學問の専門家にその職員に加つてもらひ、十數人の人達が手分をして全國の工場の實況及び職工待遇の實況等を表裏から調査し、明治三十六年に到りて遂に工場法案の要綱を決定し、之を農商務大臣に報告した。此の要綱が現行の工場法の基礎となつて居るのである。」

と詳述してゐる。さて前述したが如き趨勢は、又明治三十一年七月に於ける地方官會議の際の板垣内相の訓辭や、同年十一月に於ける内務省衛生局に於ける分課規定の改正等に従つても亦看取ることが出来る。

明治三十一年七月五日、開催せられた地方官會議に於いて、板垣内務大臣は、衛生が國家の生存發展に至大の關係を有することを強調し、此が施設を要すべきものは少くないが、焦眉の急に迫れるものは防疫事務なりとて、傳染病豫防の必要を説いてゐるが、中に「國家の富源は労働者にありて存す、労働者は生産力の因て生ずる所にして生産力の消長は實に労働者の健否如何に在り」と、労働者の健康保護に關して述べてゐることは、労働者の健康保全を、國家的見地より圖らんしてゐたことを證するものと觀られるものである。即ち國家が、國民の一部たる労働者を憐み惠まんが爲めでなくして、國家自身の發展のため、國家の利益を擁護せんが爲めであるといふことを示すものであつて、之を慈惠的なりし前代に比すれば、正に一大飛躍であったのである。又明治三十年十月二十五日、内務省分課規程が改正されてゐるが、衛生局保健課に於いて特に

#### 一、労働者及貧民衛生ニ關スル事項

##### 一、工場衛生ニ關スル事項

を管掌せしむることとしてゐる(3)。前記の國家的見地より労働者の健康保全を計らんとする政府の施策の一具現であるとも觀らざつてゐよう。

註 (1) 桑田熊藏・歐洲労働問題ノ大勢(大六・一增訂版)・備考、論旨增訂版ノ方明カナルヲ以テ特ニ之ヲ引用ス

(2)(3) 東京醫事新報 第九八〇號(明三〇・一・九)二六頁

(4) 同 第九八二號(明三〇・一・三〇)四二頁

(5) 同 同 四三頁

(6) 同 第一〇三六號(明三一・一・一)三三頁

(7) 同 第一〇三七號(明三一・五・二七)三八頁

#### 第三節 日清戰役勃發に依る特定醫療保護事業の興起

(10) (9) (8) 宮田裕太郎稿・我國に於ける社會事業統制機關〔中央社會事業協会・社會事業大系 第一卷(昭四・八) 二九頁〕  
東京醫事新報・第一〇五九號(明三一・七・二三) 四一頁  
内務省衛生局・衛生局年報 明治三十年(明三三・一二) 三一四頁・官報(明三〇・一〇・一五) 三頁

#### 第四節 特殊社會立法に依る醫療保護政策

##### 一 「行旅病人及行旅死亡人取扱規則」に現はれた醫療保護策

行旅病人に對する救護の施策は、明治初年に於いて既に制定を見てゐるが、十五年九月二十日、太政官布告第四十九號「行旅死亡人取扱規則」が公布されるに及び、行旅病人の救護に關しては特に定むるところなく、爾來完く放却されつたのである。然るに明治三十二年三月二十八日、法律第九十三號を以て「行旅病人及行旅死亡人取扱規則」が公布せられるに及び、茲に行旅病人救護制度の確立を見るに至つたのであつて、現行法が即ちそれである。

本法のやゝ詳細に亘つては、下巻各説第一章に於いて述べることとするが、現行法に依つて救護を受くる者は、療養の資なく、之を救護する者もなく、且つ歩行に堪へない行旅中の病人即ち行旅病人と、疾病に非ざるも行旅病人に準すべきものとして救護を要するものを準行旅病人とし、飢餓凍餒に迫り歩行に堪へざる行旅者、歩行に堪へざる行旅中の妊産婦にして手當を要するも其の途を有せざる者及び行旅者、又は住所・居所なく若しくは不明なる者にして引取人なく、警察官署に於いて救護の必要ありと認め引渡した者、及び行旅病人や準行旅病人の同伴者、此の三種で、其の所在地に於ける市町村長が其の救護に任すべきものと定めてゐる。

尚ほ本法は、外國人たる行旅病人、行旅死亡人及び其の同伴者をも取扱ふこととなつて居り、其の取扱方の詳細に關しては、明治三十二年六月十九日、内務省令第二十四號「外國人タル行旅病人行旅死亡人及同伴者ノ救護並取扱ニ關ス

##### ル特例」が公布されてゐる。

本法は、直接貧困疾病者を對象としたものではないが、行旅中といふ特定の状況下にある疾病者乃至飢餓凍餒に迫りたる者、妊産婦に其の同伴者等を救護の對象とし、此等の者に對して醫療的救護の外、適切なる救護の途を講じ、其の生命の保全を圖らんとしたことは、醫療保護施策上注目すべきことである。

##### 二 「罹災救助基金法」に現はれた醫療保護政策

罹災救助基金法は、非常災害に罹りたる者を救助して自活の途を得せしむることを目的として制定されたもので、醫療保護を唯一の目的とするものではないが、其の一部分として施療を行ふこととなつてゐる故、本法に依つて行はれる醫療保護の措置について一言する必要があらう。

抑々本法が公布されたのは、明治三十二年三月二十二日であるが、此より後三十年、第十回帝國議會に罹災救助基金法案なるものが時の政府により提出されてゐる。該法案は、明治十三年六月十五日、太政官布告第三十一號備荒儲蓄法が其の施行期間たる二十年を、明治三十三年を以て満了するのみならず、その儲蓄基金は、明治二十三年以來相續ぐ災害に際して之を支出し、本法案の提出された三十年には全部之を拂出したる上、九十萬圓の追加案を議會に提出して、協賛を得た程であつたので、備荒儲蓄法の相續法として、新なる時代に適應する法律の必要が認められ、茲に本法案の提出となつたものである。

本法案は全文二十五條より成るものであつたが、醫療保護に關じていへば、第八條に救助費目の種類に治療費をかげ、第十一條に於いて治療費の内容として、災害時に被つた罹災者の傷痍疾病の一時治療、又は罹災の貧民にして治療費を辨ずる資を有せざる者に治療品を貸與するに要する費用を給與せんとするものであつて、同年二月十四日に於ける第十回帝國議會衆議院々議に上提され、審議に附されたが不幸否決されるに至つたのである。

次いで其の翌年、第十二回特別議會に修正の上本法案が再び提出されたが、是亦審議未了に終つた。然るに、翌三十一年三月一日に至り、第十三回帝國議會衆議院の議事日程に上り、三月八日、始めて兩院を通過し、同年三月二十一日、法律第七十七號を以て公布せられ、七月一日より沖縄、北海道を除いて全國に施行せられ、其の後數次の改正があつて、現行法となつたのである。

さて、本法は全文二十四條より成るものであるが、本法に依つて行はれる醫療保護に關する措置に就いては、其の第八條及び第十二條に夫々定められてゐる。即ち其の第八條救助費目中に治療費を掲げ、其の治療費費途に關しては、其の第十一條に罹災者の蒙りたる傷痍疾病を治療するに必要な醫師、看護人等の手當、藥價、手術料、處置料、入院料等に要する費用を給與することに定められたのである。もとより本法に依る醫療保護は、非常災害といふ特定の場合に於いてのみ行はれるものであるとはいへ、實に備荒儲蓄法に於いて此の點に關して何等規定するところなかりしに、更に一步を進めて醫療に依る保護に關して之を定め、法律に依つて其の施策が講ぜらるゝに至つたことは、我が國醫療保護制度發展上、大いに意義あるものといはねばならないが、本法の有つ醫療保護に關しては、下巻各説篇に於いて一括して述べることゝあるであらう。

### 三 「恤救法案」に現はれたる醫療保護策

恤救法案は、明治三十年二月二十四日を以て衆議院議員大竹貫一、元田肇、江原素六、鈴木重遠の四名により第十回帝國議會衆議院に提出されたものである。然し其の企案は、全く當時の内務省衛生局長後藤新平の苦心に成り、彼が多年の抱負経緯たる「建設的社會制度」の實現を目指して、前記四氏の支持により三十三名の賛成を得るに至つて、之を提出せしめるに至つた綜合的救貧立法であり、其の中には醫療保護策に關するものあることについては、既に本章第一節第二項に於いて述べたところである。從つて茲に再説するの要なきを以て單に項目のみを掲げることとする。

#### 四 「救貧法案」に具現せんとしたる醫療保護政策

明治三十年、第十回帝國議會に恤救法案が提出されてより五年にして、三十五年二月二十八日、第十六回帝國議會衆議院に「救貧法案」なるものが提出されるに至つた。本案は代議士安藤龜太郎が、根本正外三十三名の賛成を得て提出したるもので、同年三月五日、衆議院々議に上るに至つた。<sup>(2)</sup> 其の内容を見るに、綜合救貧立法と目すべきもので、素より醫療保護法案ではないが、醫療保護に關係するところが少くないから、以下少しく之を剖検することとする。先づ本法案の全文を掲ぐるに、左の如くである。

##### 「救貧法」

第一條 法律命令中別ニ規定アルモノノ外貧民ノ救濟ニ關シテハ本法ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本法ニ依リ救助ヲ受クヘキ貧民ハ左ノ如シ

- 一 不具、廢疾、病傷、老衰、幼弱其ノ他災厄ノ爲自活シ能ハサル者又ハ扶助ヲ受クル途ナキ者
- 二 遺児、棄児、迷児ニシテ扶助ヲ受クル途ナキ者

第三條 戸主ハ二年以來引續キ現ニ住居ヲ占ムル地ノ市町村ニ於テ之ヲ救助ス但シ家督相續ニ依リ戸主トナリタルモノハ仍前戸主ノ住居年數ヲ算入ス

公ノ救助ヲ受クル間ハ本條ノ期間ヲ中斷ス

第四條 戸主ト同居スル家族ハ戸主ヲ救助スヘキ市町村ニ於テ之ヲ救助ス

戸主未定中引續キ其ノ市町村内ニ於テ住居スル者亦同シ

戸主ト別居スル家族ハ二年以來引續キ現ニ住居ヲ占ムル地ノ市町村ニ於テ之ヲ救助ス

前項ノ家族ト同居スル未成年者ハ前項期間ニ拘ラス其ノ家族ヲ救助スヘキ市町村ニ於テ之ヲ救助ス

##### 第四節 特殊社會立法に依る醫療保護政策